

P T A 規約



吉野小学校 P T A

第 1 章 名 称

- 第1条 この会は、吉野小学校PTAという。
この会は、事務所を吉野小学校に置く。

第 2 章 目 的

- 第2条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
1. 会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、人権教育について理解を深める。
 2. 家庭と学校と社会との緊密な連携によって児童の福祉を増進する。
 3. 家庭と学校と社会における教育的環境を整備する。

第 3 章 方 針

- 第4条 この会は教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為を行わない。
 3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 4. 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
1. この学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下これを保護者という）。
 2. この学校の教職員。
 3. この会の趣旨に賛同する者で実行委員会の承認を得た者。
- 第6条 この会の会員は、すべて会費を収めるものとする。

第 5 章 経 理

- 第7条 この会の経理は、会費、事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。
- 第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第9条 この会の資産は、すべて第 2 章にあげた以外の目的のために支出または、使用してはならない。
- 第10条 この会の会費は、一口につき月額 60 円とする。
- 第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第13条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第 6 章 役員とその選挙

- 第14条 この会の役員は次のとおりである。
1. 会長 1 名（保護者）
 2. 副会長 若干名（保護者）
 3. 書記 若干名（保護者または教職員）
 4. 会計 1 名（保護者または教職員）
- 役員は、他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。
- 役員は、男女いずれか一方に偏してはならない。
- 第15条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第16条 役員の選挙および就任は次のとおり行われる。
1. 役員候補者指名委員会を次の方法によってつくる。
 - ア. 各委員会よりそれぞれ 1 名の代表を選出する。（但し、会員からの立候補は妨げない。）
 - イ. 教職員の中から互選により 2 名の委員を選出する。
 - ウ. 役員の中から 1 名の指名委員を選出する。
 2. 指名委員会は、各役員別に候補者をあげ、役員選挙の少なくとも一週間前までに全会員に知らせる。
 3. 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。
 4. 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その指名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
 5. 役員は、総会において出席した会員により、多数決で選挙される。
 6. 役員は、5 月 1 日より就任する。

第17条 会長に欠員を生じたときは、副会長の中から実行委員会の議決を経て就任する。任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 会長以外に役員に欠員を生じたときは、実行委員の中から実行委員会の議決を経て就任する。任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 役員の資格とその任務

第19条 この会の目的ならびに方針について、十分な理解をもっている会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第20条 会長は次の職務を行う。

1. この会を代表し、会務を総括する。
2. 各常置委員会の委員長・副委員長および特別委員会の委員長・副委員長を委嘱する。
3. 実行員会の承認を得て、特別委員会の委員長および委員を任命する。
4. 総会および実行委員会を招集する。
5. 各委員会（指名委員会および監査委員会は除く）に出席して意見を述べることができる。
6. この会の資産を管理する。

第21条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第22条 書記は次の職務を行う。

1. 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第23条 会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 予算の立案に協力する。
3. 会計簿を保管して、いつでも会員の閲覧に供する。
4. 会計監査をうけて会員に報告する。

第8章 会計監査委員会

第24条 この会の経理を監査するために会計監査委員会を置く。会計監査委員会には委員長のほか、2名の委員を置く。

- 第25条 会計監査委員長の選挙および就任は第 16 条に準じて行う。
会計監査委員長はほかの 2 名の委員を選任する。
- 第26条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間 2 回以上全会員にその結果を報告する。
- 第27条 会計監査委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第28条 会計監査委員長は実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 9 章 総 会

- 第29条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第30条 総会の定足数は全会員の 5 分の 1 とする。
1. 決議は出席者の過半数の同意を要する。
2. 総会の議長は開催の都度、出席者の同意を得て選出する。
- 第31条 実行委員会が必要と認めた時、または、会員の 3 分の 1 以上の要求があった時には、会長はいつでも総会を招集する。
- 第32条 総会は、年間 2 回以上開催する。
- 第33条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定、並びに決算報告の承認は総会で行う。

第 10 章 実行委員会

- 第34条 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長・副委員長、特別委員会の委員長・副委員長および校長・教頭・教職員代表をもって構成される。
- 第35条 実行委員会の任務は次のとおりである。
1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 必要ある時は、特別委員会を設ける。
3. その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。
- 第36条 実行委員会は必要のある時、随時開催する。
実行委員会の定足数は、委員会の 2 分の 1 とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 11 章 常置委員会および特別委員会

第37条 この会の活動に必要な事項について調査研究立案および実施するために、次の常置委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 広報委員会
3. 成人教育委員会
4. 保健給食委員会
5. スポーツ委員会
6. 地域委員会
7. 学年学級（ベルマーク）委員会
8. 人権図書委員会
9. その他必要な委員会（随時発足）

第38条 各常置委員会の委員長・副委員長、特別委員会の委員長・副委員長および委員は会長が委嘱する。

第39条 常置委員会の任務および活動は次のとおりとする。

1. 総務委員会
 - ア. この会の目的達成に必要な活動の年間計画を立てる。
 - イ. 年間計画に基づく事業、活動に必要な収支予算の調整を行う。
 - ウ. 各委員会の事業、活動の調整を行う。
 - エ. 他の委員会に属さない事業活動を実施する。
2. 広報委員会
 - ア. 会員に対し、新聞及び会報を発行し、情報を伝達する。
 - イ. 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め進んで協力を得るように努める。
 - ウ. この会と同じ目的を持つ団体、または、機関との連携をはかる。
3. 成人教育委員会
 - ア. 会員の教養と知識技能を高めるため学習活動を推進する。
 - イ. 地域における社会教育の推進に協力する。
4. 保健給食委員会
 - ア. 学校給食が十分な効果をあげるよう努める。
 - イ. 児童の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるよう努める。

5. スポーツ委員会

- ア. 児童の健全な活動や、遊びの場の確保に努める。
- イ. 児童および会員のスポーツ、レクリエーション活動を推進し、また、グループ、クラブ活動の活発化をはかる。
- ウ. 会員の健康増進と体力の向上をはかる。
- エ. 学校および地域における他の青少年育成団体との連携をはかる。

6. 地域委員会

- ア. 地域における児童の交通安全、環境浄化、非行化防止に努め、会員の意識を高める。
- イ. 地域における会員の連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるように努める。
- ウ. 地域の他のPTAとの連絡と協調をはかる。
- エ. 地域の諸団体、機関との連携をはかる。
- オ. 地域社会の環境をよくするよう努める。

7. 学年学級（ベルマーク）委員会

- ア. 保護者と教職員との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆるPTA活動の基盤となるよう努める。
- イ. 保護者と教職員、あるいは保護者相互の親睦と連携をはかるために学級集会、学年集会を開催する。
- ウ. 教育環境がより好ましくなるよう努める。
- エ. ベルマーク運動の推進に努める。

8. 人権図書委員会

- ア. 会員の読書活動の推進に努める。
- イ. 学校図書館の健全な運営に協力する。
- ウ. 人権侵害にかかわる問題意識の高揚をはかる。
- エ. 同和教育をはじめとする人権教育についての理解と認識を深めるよう努める。

第40条 各委員会は、その事業の計画・実施にあたって実行委員会にはからなければならない。

第 12 章 改 正

第41条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会の少なくとも一週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

改正履歴 昭和 61 年 5 月 16 日
平成 16 年 2 月 17 日
平成 17 年 4 月 27 日
平成 18 年 2 月 21 日
令和 元年 11 月 23 日